

令和8年度千葉県子育て支援員研修 第1期 開催案内

1 目的

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において実施される各種事業の支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

千葉県(株式会社東京リーガルマインドが、千葉県から委託を受けて運営を行います。)

3 対象者

◆各コース共通

千葉県在住もしくは、在勤者で育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する方及び現に従事する方。

コース名		概要
地域保育コース	地域型保育	おもに0～2歳の子どもを少人数で保育する下記事業の保育従事者、家庭的保育補助者のためのコース ①小規模保育事業(6～19名) ②家庭的保育事業(5名以下) ③事業所内保育事業(19名以下)
	一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難になった子どもを預かる事業の保育従事者(保育士以外)のためのコース
	ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との連絡調整、援助希望者への研修の実施、その他の必要な支援を行う提供会員のためのコース
地域子育て支援コース	利用者支援事業(基本型)※1	子育て家庭のニーズを把握し、さまざまな情報提供や相談等の支援を行い地域の関係機関との連携や協働の体制作りを行う事業の専任職員向けのコース
	利用者支援事業(特定型)	子育て家庭のニーズを把握し、地域の保育施設の情報提供や相談等の支援を行う事業の専任職員向けのコース
	地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所での子育て相談、情報提供、親子の交流の場を設ける事業の専任職員向けのコース
放課後児童コース		放課後児童クラブの補助員向けのコース
社会的養護コース		社会的養護関係施設等の補助員向けのコース

※1 地域子育て支援コース・利用者支援事業(基本型)

相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた業務(例:地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務)に1年以上の実務経験を有していることが受講の条件になります。勤務先等で発行する「実務経験証明書(1年以上の実務経験及び業務内容明記)【様式1】」を申込フォームから提出(画像添付)してください。

4 研修の種類と定員(定員はeラーニング・集合研修、第1期・第2期の合計)

(1) 地域保育コース

I 地域型保育 …680名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:共通科目 I 及び II】①～⑪

【専門研修:地域型保育】①～④

【見学実習代替研修】①～③

II 一時預かり事業 …70名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:共通科目 I 及び II】①～⑪

【専門研修:一時預かり事業】①～④

【見学実習代替研修】①～③

III ファミリー・サポート・センター …40名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:共通科目 I 及び II】①～⑪

【専門研修:ファミサポ事業】①～④

※集合研修は、第1期のみ募集

(2) 地域子育て支援コース

I 利用者支援事業(基本型) …100名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:利用者支援事業(基本型)】①～⑨

II 利用者支援事業(特定型) …30名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:利用者支援事業(特定型)】①～⑤

※集合研修は、第1期のみ募集

Ⅲ 地域子育て支援拠点事業 …100名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:地域子育て支援拠点事業】①～⑥

(3) 放課後児童コース …130名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:放課後児童コース】①～⑥

(4) 社会的養護コース …50名

【基本研修】①～⑧

【専門研修:社会的養護コース】①～⑨

5 参加費用等

(1) 研修参加費は、無料です。

(2) テキスト代は **1,000円(税込)** です。

受講決定通知時にテキスト代の支払い方法をご案内します。

(3) 会場等への往復交通費、昼食代、eラーニング研修時の通信費等は自己負担です。

6 研修内容と受講方法

(1) 研修内容

「子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」で定められた子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修。

(2) 受講方法

● **eラーニング研修**と**集合研修**で実施します。研修内容は同じですので、どちらかを選び申し込みしてください。

＜● eラーニング研修＞

eラーニング研修は、予めスタジオで収録した講師の動画を、パソコン、スマートフォン、タブレット等で、ご自身のご都合に合わせてご受講いただくものです。視聴期間中は、24時間いつでも受講できます。

受講者個々人にIDパスワードを付与し、受講の進捗管理を行いますので、ひとつのログイン画面に対して複数名の受講は認められません。

視聴開始前にテキストやeラーニング受講のマニュアル等一式をお送りします。

レポート・アンケートは、Web上で提出してください。

※地域保育コース(I地域型保育・II一時預かり事業・IIIファミリー・サポート・センター)受講者は、eラーニングで受講する方であっても、共通科目の「**科目⑥心肺蘇生法**」と「**科目⑩グループ討議**」は**集合研修**で実施します。(科目の性質上、eラーニングでの実施はありません。)

実際の研修時には、本人確認のための顔認証システムを使用しますので、カメラ内蔵のPCまたはカメ

ラ付のスマートフォンをご用意ください。カメラが内蔵されていない PC でご受講いただく場合には外付けのカメラをご用意ください。

<集合研修>

集合研修も実施します。詳細は別紙2「第1期研修日程・会場」集合研修をご覧ください。

7 研修日程と会場

今回の募集は第1期分です。第2期の募集は9月1日からの予定です。

※第1期と第2期の内容は同じですので、どちらかを選びお申込みください。

※【専門研修】の受講には、先に【基本研修】の修了が必須です。(各コース共通)

<eラーニング研修>視聴期間

第1期 令和8年 7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

第2期 令和8年11月2日(月)～令和9年1月29日(金)

※地域保育コースをお申込み希望の方は、

別紙1「eラーニング受講者(地域保育コース)の集合研修日程」を参照してください。

<集合研修>

集合研修をお申込み希望の方は別紙2「第1期研修日程と会場」(集合研修)を参照してください。

8 地域保育コース地域型保育・一時預かり事業の見学実習について

(1) 見学実習は原則、「実習に代わる講義」(eラーニング、集合研修)で実施します(以下「見学実習代替研修」という)。

(2) 「見学実習代替研修」ではなく、自園(認可保育施設・認定こども園(幼保連携型・保育園型等の施設)での見学実習をご希望の方は、集合研修による「見学実習オリエンテーション」を受講した後、2日間の園での見学実習を実施していただきます。お申込みの際、見学実習を「自園で実施する」を選ぶとともに、ご希望のオリエンテーション会場をお選びください。

見学実習を実施する方は、ホームページから「見学実習レポート」と「見学実習出席確認書」をダウンロードし、見学実習後、10月16日(金)までに提出してください。

※「見学実習代替研修」(eラーニング・集合研修いずれか)受講の場合は、提出は不要です。

9 利用者支援事業・基本型の事前学習及び見学実習について

(1) 事前学習

利用者支援事業・基本型では、事前学習(地域資源の把握)があります。「事前学習 地域資源把握シート」をホームページからダウンロードし、「あなたが活動している区市町村の子育て支援サービスの現状」について調査を行ってください。

「事前学習 地域資源把握シート」は、8月7日(金)までに提出してください。なお、作成した「事前学習 地域資源把握シート」は、講義で使用しますので、必ず講義の際にお手元にご用意ください。

(2) 見学実習

利用者支援事業・基本型では、「地域資源の見学」があります。

見学施設は、事前学習(地域資源の把握)で調査した内容と、研修講義で学んだことに基づいて、ご自身で希望の施設を1施設選んで施設の担当者へ連絡、実習先の調整をし、当日見学し「**見学実習レポート**」「**出席確認書**」をホームページよりダウンロードし作成してください。「**見学実習レポート**」「**出席確認書**」は、**10月16日(金)までに提出**してください。

【見学実習の流れ】

1. 事前学習・研修講義に基づき、自身の興味がある施設を1施設選ぶ。
2. 自身が選んだ施設に連絡し、見学実習のアポイントを取る。
3. 見学実習当日(1日)、施設を訪問し、施設担当者などから情報を聴きとる。
4. 「見学実習レポート」を記入し、事務局宛に送付する。

※実習の際には、体調管理を心掛け、体調がすぐれない場合には、別日を設定するなど、無理をしないでください。また、施設によっては、施設関係者以外の受け入れが不可能な場合がありますので、その場合は別施設などで調整をお願いいたします。

10 受講申込・決定

(1) 申込

インターネット上の申込フォームからお申込みください。

<https://public.lec-jp.com/kosodate-chiba/>

(2) 受講申込期間

令和8年5月7日(木)～6月5日(金)

(3) 定員超過の場合

申込多数の場合は、現に従事している方(従事予定含む)を優先する等、受講者を調整する場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 受講決定通知

研修の一週間前頃に受講決定をお知らせし、視聴開始までにテキスト類をご自宅宛てに発送予定です。

11 申込書類

以下の(1)から(3)を申請する方は、該当する資格証等を、Web上の申込フォームに添付してください。

(1) 基本研修の免除について

以下の有資格者は、希望により【基本研修】の免除が可能になります。

① 保育士、社会福祉士の方

■必要書類:資格取得を証明する書類

② 幼稚園教諭、看護師、保健師の方

■必要書類:資格取得を証明する書類の他、勤務先で日々子どもと関わる業務(保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)に携るなど実務経験を証明する書類

【様式2】

- ③ 過去に千葉県および他の都道府県等において基本研修を受講したことがある方

■必要書類:千葉県または他の都道府県等で受講したコース及び科目等を証する書類(基本研修修了証書)

(2)一部科目の免除

千葉県または他の都道府県等において【基本研修】または【専門研修】の一部を修了している方は、希望により科目の受講免除ができます。

■必要書類:一部科目修了証(発行日から1年以内のものに限る)

(3)【専門研修:利用者支援事業・基本型】を受講する方

■必要書類:勤務先等で発行する「実務経験証明書(1年以上の実務経験及び業務内容明記)」
【様式1】

※書類と現在のお名前が変わっている場合は、戸籍抄本(コピー)または免許証またはマイナンバーカードのコピー(改姓届の記載があるもの)を添付してください。

12 修了証書の発行

受講・レポート提出の確認をした後、千葉県知事が子育て支援員研修の修了を認定し、修了証書や一部科目修了証書を交付します。

13 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、本事業の運営以外の目的に利用いたしません。

研修受講者が、研修修了後に千葉県以外の都道府県で勤務する場合等に、都道府県間で研修修了者の情報を共有する場合があります。

また、市町村の研修修了者把握のため受講者情報の提供を求められた場合、当該市町村に情報を提供する場合があります。従事者のみ研修受講状況を従事先に提供される場合があります。

この情報提供について同意いただいたうえでお申込みください。

14 研修に関する留意点

(1)お申込みは、1期2期通してお一人につき1コース(種別)です。

(2)本研修は日本語の講義内容が理解できること、及び、修了レポートを日本語で記入できることが必要です。

(3)子育て支援員研修を修了すると子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を身につけていると認められますが、資格ではありません。また、修了した研修の「コース(種別)」によって、従事できる事業・内容が違います。

- (4) 申込書等内容が事実と異なる場合や一部修了証および免除科目の資格証等に偽りがある場合、受講及び修了の認定が取り消しとなることがあります。
- (5) 受講申込等に関して、ご本人にご連絡する場合があります。必ず、連絡先(電話番号およびメールアドレス)を明記してください。
- (6) 本研修は、研修修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。

15 お問い合わせ先

千葉県子育て支援員研修事務局
〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル
株式会社東京リーガルマインド福祉支援部福祉研修課
TEL 03-5913-6225 ※受付時間:平日 9:00~18:00
メール chiba-kosodate@lec-jp.com (すべて小文字 @の後ろ3文字はエルイーシー)